

令和4年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和4年11月10日

浅川清流環境組合議会

令和4年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(報告)	
住民訴訟の判決確定について	4
(議案上程)	
議案第5号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について	6
議案第6号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)	9
(議員派遣)	
議員派遣の件	10
閉会	10

令和 4 年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 令和4年11月10日(木) 午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

1番	ちかざわ 美 樹 君	2番	島 谷 広 則 君
3番	田 原 茂 君	4番	谷 和 彦 君
5番	吉 田 りゅうじ 君	6番	丸 山 哲 平 君
7番	皆 川 りうこ 君	8番	木 島 たかし 君
9番	清 水 が く 君	10番	水 谷 たかこ 君
11番	村 山 ひでき 君	12番	渡 辺 ふき子 君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大 坪 冬 彦 君	副 管 理 者	井 澤 邦 夫 君
代表監査委員	福 島 基 君	会 計 管 理 者	光 宗 竜 矢 君
事 務 局 長	加 藤 真 人 君	事 業 課 長	中 村 守 助 君
総 務 課 長	西 村 直 邦 君	総 務 課 係 長	鈴 木 輝 哉 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記	後 藤 隆 馬 君	書 記	江 見 健 志 君
-----	-----------	-----	-----------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍
速 記 者 松 丸 晋 君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告
(報告)
日程第4 住民訴訟の判決確定について

(議案上程)

日程第5 議案第4号 浅川清流環境組合において制定すべき条例のうち日野市条例を準用する条例の制定について

日程第6 議案第5号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第7 議案第6号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

(議員派遣)

日程第8 議員派遣の件

○議長（谷和彦君） 皆様、おはようございます。

これより、令和4年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

○議長（谷和彦君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、1番ちかざわ美樹議員、
2番島谷広則議員を指名いたします。

○議長（谷和彦君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（谷和彦君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙のところ、令和4年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、4件の報告を行わせていただきます。

1. ごみ処理の実績について

初めに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設のごみ処理実績について御報告いたします。

令和3年度の可燃ごみの搬入量は、全体で6万2,263トン、内訳としては日野市が3万173トン、国分寺市が1万7,807トン、小金井市が1万4,283トンとなっております。

令和2年度と比較いたしまして、全体で1,775トンの減、前年比97.2%の搬入量となっております。

ごみ量につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に増加をしておりましたが、令和3年度に入ってから、減少傾向が見られたところであります。

引き続き、構成市3市とごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

2. 施設見学実績について

施設見学については、令和3年度も、新型コロナウイルスの感染予防対策に御協力をいただきながら実施してまいりました。

令和3年度の施設見学の実績といたしましては、団体見学につきましては74件、1,896人、個人見学につきましては35件、76人となっております。

令和2年度の実績に比べ、団体、個人見学合わせて59件、1,268人の増となっており、特に、令和3

年度からは学校関係、特に小学校の見学が多くなってきております。

今後も、よりよい学習環境のお手伝いができるよう、施設見学の充実を図ってまいります。

3. 環境定点測定及び維持管理情報について

環境定点測定については、周辺地域の御要望を受け、居住地に近い地点で環境調査を行っているものです。

測定時期は夏、冬の年2回、測定地点は、施設周辺の公園など4地点で測定を行っております。

測定項目は、大気に関するものとして、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀など、土壌調査としてダイオキシン類について、また、今回は、地元の方の御要望もあって、低周波音についての測定を実施しております。いずれの測定結果も基準値以下となっております。

この環境定点測定とは別に、維持管理情報として、当施設の煙突出口付近の排ガス等の状況を毎月測定し公表しています。

排ガスに関する測定項目としては、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀及びダイオキシン類などとなりますが、こちらの測定結果についても全て基準値以下となっております。

今後も信頼される施設運営のため、継続して測定及び公表をしてまいります。

4. 環境保全協定の締結及び専門家委員会の開催について

環境保全協定につきましては、令和4年3月末から、4月中旬にかけて、地元5自治会全てと締結することができました。

締結に当たっては、自治会ごとに総会等に諮っていただき、それぞれ締結についての御承認をいただいたところです。

検討委員会に御参加いただきました各自治会代表の皆様、協定の締結について御承認をいただきました自治会の皆様、御意見をいただきました市民の皆様に感謝申し上げますとともに、住民の皆様には信頼されるよう、締結いただいた協定を遵守した施設運営に努めてまいります。

また、締結いただいた協定に基づき、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を設置し、大学教授など4名に委嘱し、令和4年8月5日に第1回の委員会を開催いたしました。

第1回の専門家委員会では、稼働当初からの運営状況、締結いただいた環境保全協定書、公表基準などについて御報告を申し上げたところであります。

本委員会は、年2回の開催を予定しており、次回の開催は令和5年2月を予定しております。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の皆様の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（谷和彦君） 次に、日程第4、住民訴訟の判決確定についてを行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） それでは、住民訴訟の判決確定について報告をさせていただきます。

北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する住民訴訟については、御案内のとおり、令和4年9月8日に最高裁判所にて上告受理申立てが不受理となり、第二審の東京高等裁判所の判決が確定いたしま

した。日野市としても、私自身としても、本件通行路の設置については、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の長年の思いを実現することができたものであり、違法ではないと考えて、総合的な政策判断に基づき行ったことでありますが、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置したその私の判断、行為が日野市に損害を与えたとされました。組合議員の皆様、そして日野市、国分寺市、小金井市、3市の市民の皆様方に御心配、御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が日野市長に就任する際に、馬場前市長が決断した3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてまいりました。当初は、本件通行路については、地元の皆様の思いを汲んで、将来公園として整備するという都市計画に即した通行路と公園の機能の両方を有する公園兼用工作物として整備する考えでありましたが、平成27年に具体的な配置図の案ができた段階で、東京都から、兼用工作物に当たらないと、その方針が否定されてしまいました。

本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆様の意見を聴きながら、都市計画について再考するべきでありました。しかしながら、3市のごみをあふれさせてしまっただけではないとの思いから、今振り返れば、都市計画法などの趣旨を見誤り、このような手法を取ってしまったところがございます。結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまったものと、深く反省しております。

以上を踏まえて、今後の対応についてでございます。

まず、令和4年10月2日に本件住民訴訟の原告の方々とお会いし、今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについておわびを申し上げ、そして、これからの在り方についても御意見をいただいたところでございます。

また、その翌週の令和4年10月9日には、住民訴訟の原告団と日野市は、北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する違法性の解消に向け、市民参加、住民合意であらゆる方策を検討することで合意をいたしました。

今後は、この合意書の趣旨、判決の趣旨、法の趣旨を重く受け止め、都市計画と異なる施設を設置したその違法性の解消に取り組むため、市民参画で今後のまちの在り方、搬入路の在り方について話し合う場を持ちたいと思っております。

令和4年3月の日野市議会の中では、仮に違法との判決が確定した場合、都市計画変更の手続を進めると申し上げましたが、その都市計画変更の手法に限定せず、様々な案を出すところから始めて、地元の方々の思いを踏まえつつ、技術的、財政的に検討させていただくことを市民参画で進めてまいります。

今後は、広く市民の皆様方の御意見をお伺いしながら、北川原公園の未来と搬入路について、また、30年後の3市の次期可燃ごみ処理施設の在り方について、お時間をいただきながら検討を進めていきたいと思っております。

組合議員の皆様、日野市、国分寺市、小金井市、3市の市民の皆様方におかれましては、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） これをもって住民訴訟の判決確定についてを終わります。

○議長（谷和彦君） 次に、議案審査に入る前に、管理者より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。

管理者に発言を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 本日の組合議会定例会に、議案第4号、浅川清流環境組合において制定すべき条例のうち日野市条例を準用する条例の制定についてということで議案発送させていただき、審議に付するというのを準備いたしました。

しかしながら、この中身については著しく不備があり、議員の皆様の質問権等について、それを阻害する可能性もあるということがありますものですから、急遽、ここで議案の審議、今回の議案提出を取り下げさせていただいて、しかるべき時期に再度、議案を出させていただくようなお取り計らいをお願いしたいと思います。

このような議会の直前になってこういう取下げをするということは、全く私の本当に不徳の致すところでございますが、何とぞ御理解いただき、取下げを御承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷和彦君） 議案第4号は取下げの発言でありました。これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号は取下げするものといたします。

○議長（谷和彦君） これより、議案第5号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計の決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は13億7,825万5,690円、歳出決算額は12億7,141万9,484円、歳入歳出差引残額は1億683万6,206円であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（福島基君） 代表監査委員の福島でございます。

令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付され

ました決算書及び決算付属書類について、渡辺監査委員とともに慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における令和3年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第5号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。中段でございます。令和3年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書、予算現額は13億5,942万円、歳入決算額は13億7,825万5,690円、歳出決算額は12億7,141万9,484円、歳入歳出差引残額は1億683万6,206円でございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和3年度一般会計歳入歳出決算書で御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、決算書の2ページ、3ページをお開き願います。令和3年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はただいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄、3ページ一番右、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ1億683万6,206円でございます。歳入歳出差引額であります剰余金1億683万6,206円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和4年度の歳入に繰越処理をしております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。事項別明細書にて、引き続き御説明をさせていただきます。歳入の決算状況でございます。款1分担金及び負担金、13ページ、備考欄で御説明をさせていただきます。事務経費負担金5億7,877万6,000円でございます。事務経費負担金につきましては、令和元年度までは構成団体3市で等分に負担をしていただいておりますが、令和2年度より、事務経費負担金の負担割合は、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用については構成団体3市で等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与、可燃ごみ処理施設運営業務委託料など、この施設の運営に関わる費用につきましては、各市の可燃ごみの搬入量に応じて負担をしていただいております。令和3年度につきましても同様の費用負担となっております。

その下、周辺環境整備負担金3億円につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいたものでございます。

続いて、款2繰越金でございます。備考欄、前年度繰越金1億8,170万8,430円につきましては、令和2年度の剰余金を令和3年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、その下、款3諸収入のうち、項2雑入でございます。雑入の備考欄、下から2行目、余剰電力売電料3億1,153万9,778円は、可燃ごみを燃やした際につくられる電気を電力会社に売却することによる収入でございます。

その下、その他雑入308万9,168円は、ごみ焼却処理の過程で発生する焼却鉄及び落じん灰を資源として売却したことによる収入でございます。

最下段でございます。歳入合計、収入済額の合計は13億7,825万5,690円で、調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。款1議会費でございます。議会費全体の決算状況は、予算現額589万3,000円、支出済額423万4,420円、予算現額に対する執行率は71.9%でございます。

続きまして、中段、款2総務費でございます。総務費全体の決算状況は、予算現額6億5,390万9,000円、支出済額6億1,594万3,968円、予算現額に対する執行率は94.2%でございます。

恐れ入ります。次のページ、16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。備考欄中段やや下、節22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金9,085万3,430円でございます。こちらは令和2年度の剰余金1億8,170万8,430円を令和3年度に繰越した後、2分の1を構成団体の3市に事務経費清算金として返還したものでございます。

その下、備考欄の節24積立金、財政調整基金9,085万5,000円でございます。こちらは先ほどの繰越金のうち2分の1を財政調整基金に積み立てたものでございます。令和3年度より、地方財政法第7条の規定により、前年度の剰余金の2分の1を基金として積み立て、基金会計に振り替えたものでございます。

続きまして、その下、款3事業費でございます。全体の決算状況は、予算現額6億4,142万円、支出済額6億1,304万4,900円で、予算現額に対する執行率は95.6%でございます。

17ページの備考欄、下から7行目、節7報償費でございます。環境保全協定検討委員会委員謝礼3万6,000円につきましては、公害防止及び周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的として結ぶ環境保全協定の締結に当たって、地元自治会の代表の方、学識経験者、行政職員から成る環境保全協定検討委員会を設置し、検討してまいりました。こちらは当該委員会の学識経験者2名の委員の謝礼となります。環境保全協定の状況につきましては先ほどの管理者報告のとおりでございます。

恐れ入りますが、18ページ、19ページをお開き願います。備考欄、上から9行目、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託料1,862万5,400円でございます。こちらは東京都環境影響評価条例に基づき工事の完了後の事後調査報告書を作成して、東京都へ報告を行ったものでございます。環境影響評価事後調査業務については、令和3年度で完了となりました。

続きまして、中段、款4公債費でございます。備考欄、組合債元金償還関係経費、節22償還金、利子及び割引料、地方債償還元金2,208万1,439円は、令和3年度より、平成29年度に借り入れた財政融資資金の元金の償還につきまして、3年間の猶予期間が終了し、償還が始まったものでございます。財政融資資金につきましては、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年にわたり借入れを行いましたが、今後、平成30年度の借入れ分が令和4年度から、令和元年度の借入れ分が令和5年度から、それぞれ元金の償還が開始されることとなります。

その下、款5予備費は、当初予算で2,000万円計上させていただきました。執行はございませんでした。

最後に、最下段、歳出合計の支出済額は12億7,141万9,484円で、予算現額に対する執行率は93.5%、

予備費を除いた執行率は94.9%でございます。

以上、議案第5号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は認定されました。

○議長（谷和彦君） これより、議案第6号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,641万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第6号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,641万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書（第1号）で御説明させていただきます。

初めに、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに1億683万6,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入ります。次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。初めに歳入でございます。款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、9ページの説明欄、前年度繰越金1億683万6,000円を全額開きまして、繰越金として計上するものでございます。

恐れ入ります。次のページ、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、11ページ、説明欄でございます。節22償還金、利子及び割引

料、事務経費清算金として5,341万7,000円を計上し、構成団体3市に返還をいたします。

また、その下、節24積立金、財政調整基金5,341万9,000円につきましては、令和3年度の決算の剰余金の約2分の1を基金として積み立てるものでございます。

以上、議案第6号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（谷和彦君） これより、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第100条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（谷和彦君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和4年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 谷 和 彦

署 名 議 員 ちかざわ 美 樹

署 名 議 員 島 谷 広 則